

松川事件研究所活動報告書

所長 初澤 敏生

○研究目的

松川事件にかかる資料の収集・整理を行うとともに、それを活用した研究を行う。

○研究メンバー

<研究代表者（研究所長）>

初澤 敏生（人間発達文化学類・教授）

<研究分担者（プロジェクト研究員）>

金井 光生（行政政策学類・教授）

熊澤 透（経済経営学類・教授）

小山 良太（経済経営学類・教授）

<連携研究者（プロジェクト客員研究員）>

荒木 貢（あぶくま法律事務所・弁護士）

今野 順夫（福島大学名誉教授）

広田 次男（広田法律事務所・弁護士）

安田 純治（安田法律事務所・弁護士）

渡邊 純（けやき法律事務所・弁護士）

○研究活動内容

昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルスの影響で、松川資料室が事実上の休室状態となり、十分な活動ができなかった。外部からの見学要請もすべて断らざるをえず、心苦しい一年となった。そのような中でも資料整理等は継続している。以下、今年度のトピックス的な活動を紹介する。

1. ユネスコ「世界記憶遺産」への申請

ユネスコが世界記憶遺産への申請受付を再開した。それに合わせて本研究所も申請のための準備を再開した。文部科学省が各種の要項を公開してから締め切りまでにあまり時間がなく、短期間のうちに対応せざるを得なかったが、松川運動記念会の協力を得て申請書を完成させることができた。

今回の申請は資料の使用許可を得ることができた4人の元被告とその家族の資料に限定し、家族との手紙のやりとりを中心として、家族の結びつきを中心としてまとめた。申請にあたって記者会見を開いたため、多くの新聞等によって取り上げられた。残念ながら国内審査におい

て推薦対象とはならなかったが、これを契機に資料整理は大きく前進し、一部ではあるが著作権処理も終了し、研究のための使用が可能になった。今後はこれらの資料の活用を進めて研究業績を整えていきたい。

2. 資料の整理・保存

昨年度に引き続き、資料室で保存しているハガキ・手紙類を中心に整理を行った。著作権を持つ差出人ごとにオリジナル資料の整理と遮光対策を実施し、ほぼ完了した。

3. 著作権保護体制の強化

昨年度に引き続き、松川事件記念会のお力添えを頂き、手紙類の著作権に対して使用許可をえるための活動を継続した。しかし、新型コロナウイルスの影響もあり、直接ご説明に上がることも困難で活動が制約され、新しい承諾を得ることはできなかった。

4. 見学者対応

前述の通り、今年度は新型コロナウイルスの影響で事実上の休室状態となり、見学者は受け入れなかった。ただし、問合せ等が4件あり、それには電話、メール等を用いて対応した。うち1件は福島大学の学生で、ゼミで松川事件を勉強して関心を持ったとのことであった。学内では毎年のように松川事件がゼミで取り上げられており、事件への関心が衰えていないことがうかがわれる。他の3件は外部からの問合せであり、研究員が調査の上回答した。また、問い合わせに関連して新聞社からの取材も1件あった。